

## 与論町登録統計調査員制度実施要綱

平成 28 年 3 月 17 日与論町告示18号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、鹿児島県統計調査員確保対策事業実施要領に基づき、与論町における各種統計調査を円滑に実施するため、登録統計調査員(以下「調査員」という。)の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、「統計調査」とは、統計法(平成 19 年法律第 53 号)及び鹿児島県統計調査条例(平成 21 年条例第 17 号)に基づいて実施する統計調査をいう。

### (登録資格)

第 3 条 調査員として登録できる者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 与論町内に住所を有し、登録申請時の年齢が満 20 歳以上である者。
- (2) 責任をもって調査員の事務を遂行できる者。
- (3) 統計調査に従事することにより知り得た秘密を守ることができる者。
- (4) 税務、警察及び選挙活動に直接関係のない者。

### (登録手続)

第 4 条 調査員として登録を希望する者は、与論町登録統計調査員登録申請書(第 1 号様式)に所定の事項を記入して、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請について、前条の条件を満たすと認めた場合は、調査員として登録するとともに、与論町登録統計調査員台帳を整備するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録した者に対し、その旨を与論町登録統計調査員登録決定通知書(第 2 号様式)により本人に通知するものとする。

### (登録に関する届出事項)

第 5 条 前条の規定により登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたとき及び登録を辞退するときは、その旨を与論町登録統計調査員登録事項変更届・登録辞退届(第 3 号様式)により町長に届け出なければならない。

### (登録の取り消し)

第 6 条 町長は、調査員が次の各号のいずれかに該当する場合において、その登録を取り消すものとする。

- (1) 調査員から前条の規定による登録辞退の届け出があったとき。
- (2) 調査員が第 3 条の規定による資格を欠いたことが明らかになったとき。
- (3) その他町長が調査員として適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときには、与論町登録調査員登録取消通知書(第 4 号様式)により本人に通知するものとする。

### (登録期間)

第 7 条 調査員の登録期間は、前条の規定による取り消しがなされるまでとする。

(統計調査員の選考)

第8条 町長は、統計調査員を選考するときは、登録統計調査員の中から行うものとする。ただし、各種統計調査の特性を鑑み、適格な者を得られない場合はこの限りでない。

2 町長は、前項の規定により選考しようとするときは、あらかじめ統計調査の内容及び日程等を明示し、本人の承諾を得るものとする。

(登録統計調査員の確保対策)

第9条 町長は、調査員の確保及び調査員活動の円滑化を推進するため、積極的な広報及び研修活動を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。